

保稅研修會（實務編）

～保稅地域における非違事例と留意点～



2021年2月
監視部保稅總括部門

本日のご説明の流れ

1. 非違の概要

2. 非違事例について

(1) 記帳義務違反【事例①②③】

(2) 蔵入未承認蔵置【事例④】

(3) 無届工事【事例⑤⑥】

3. 保稅業務にかかる通達改正

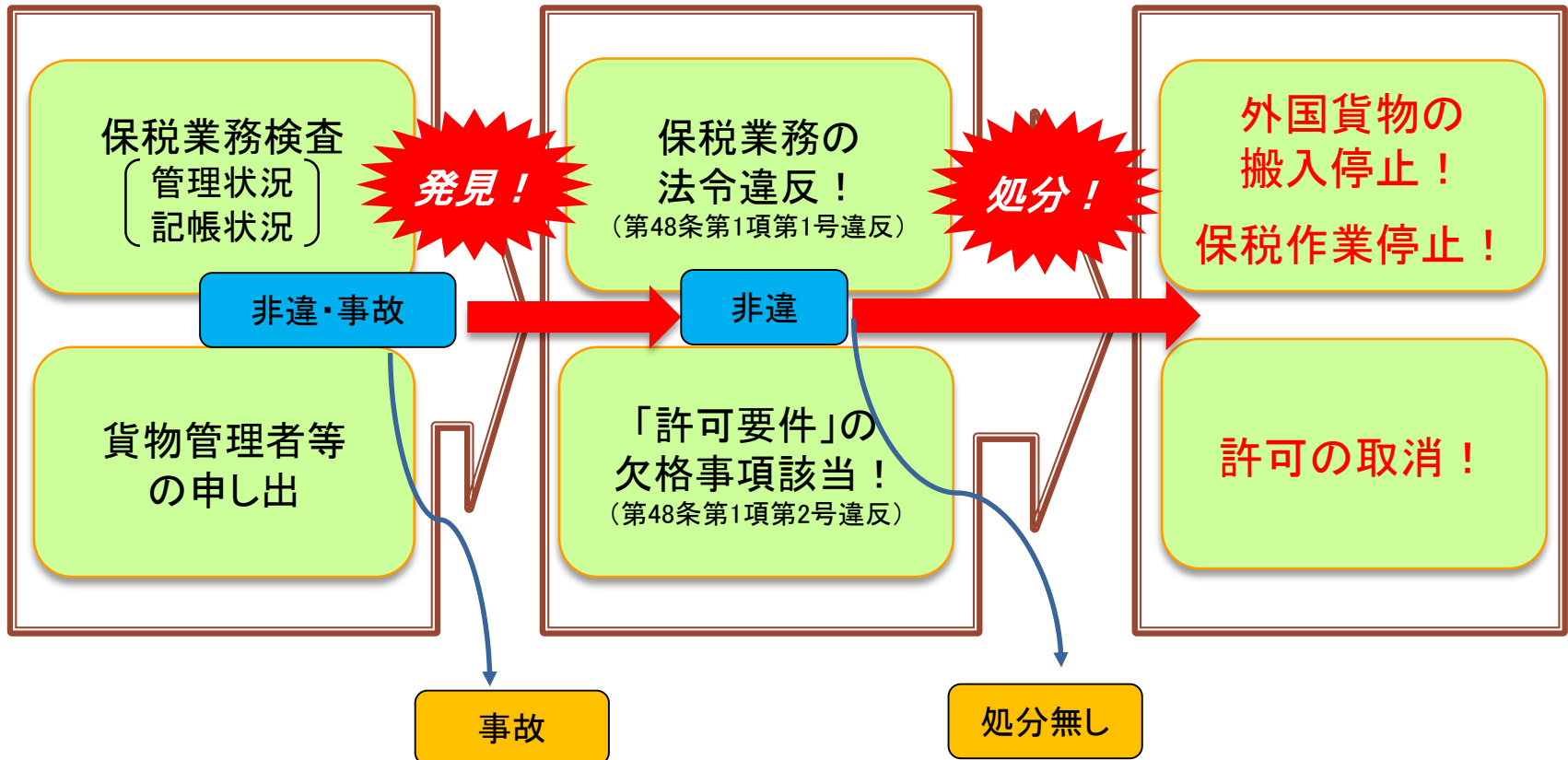
(1) 税関手続きにおける押印等の廃止について

(2) 保稅地域における国際的なオークション等の開催について

1. 非違の概要

許可の取消し等(関税法第48条)

税関長は、被許可者等が保税業務においてこの法律の規定に違反等した場合、期間を指定して外国貨物または輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。



1. 非違の概要

処分点数の算出方法(関税法基本通達48-1)

基礎点数

+

加算点数

-

減算点数

=

合計点数

別表1(非違の態様)

(基礎点数10件まで毎に)

1. 禁止・許可・承認 3点

2. 届出・報告等・記帳 2点



(例)

未承認保税運送: 3点
保税台帳未記帳: 2点
無届出工事: 2点

別表2(加算要件)

① 関与者

・被許可者(法人は役員) 30点

・代理人、支配人、
主要従業者 10点

② 処分実績(過去3年)

通知日以後

別表1算出点数

搬入停止処分
期間末日まで

× 2 + 10点

1年以内

× 1.5 + 10点

1年超2年以内

× 1 + 10点

2年超3年以内

× 0.5 + 10点

加算要素

非違が故意
(関税等ぼ脱目的等)

20点
(40点)

減算要件(できる)

申し出 1/2

再発防止策 10点限度



11点以上

10点を超える1点につき
1日の「搬入停止」

60点以上

税関長が許可の取消しも
やむを得ないと判断した場
合は「許可取消し」

100点以上

原則「許可取消し」

③ 非違実績(過去3年)

最後の非違から

1年以内

10点

1年超2年以内

7点

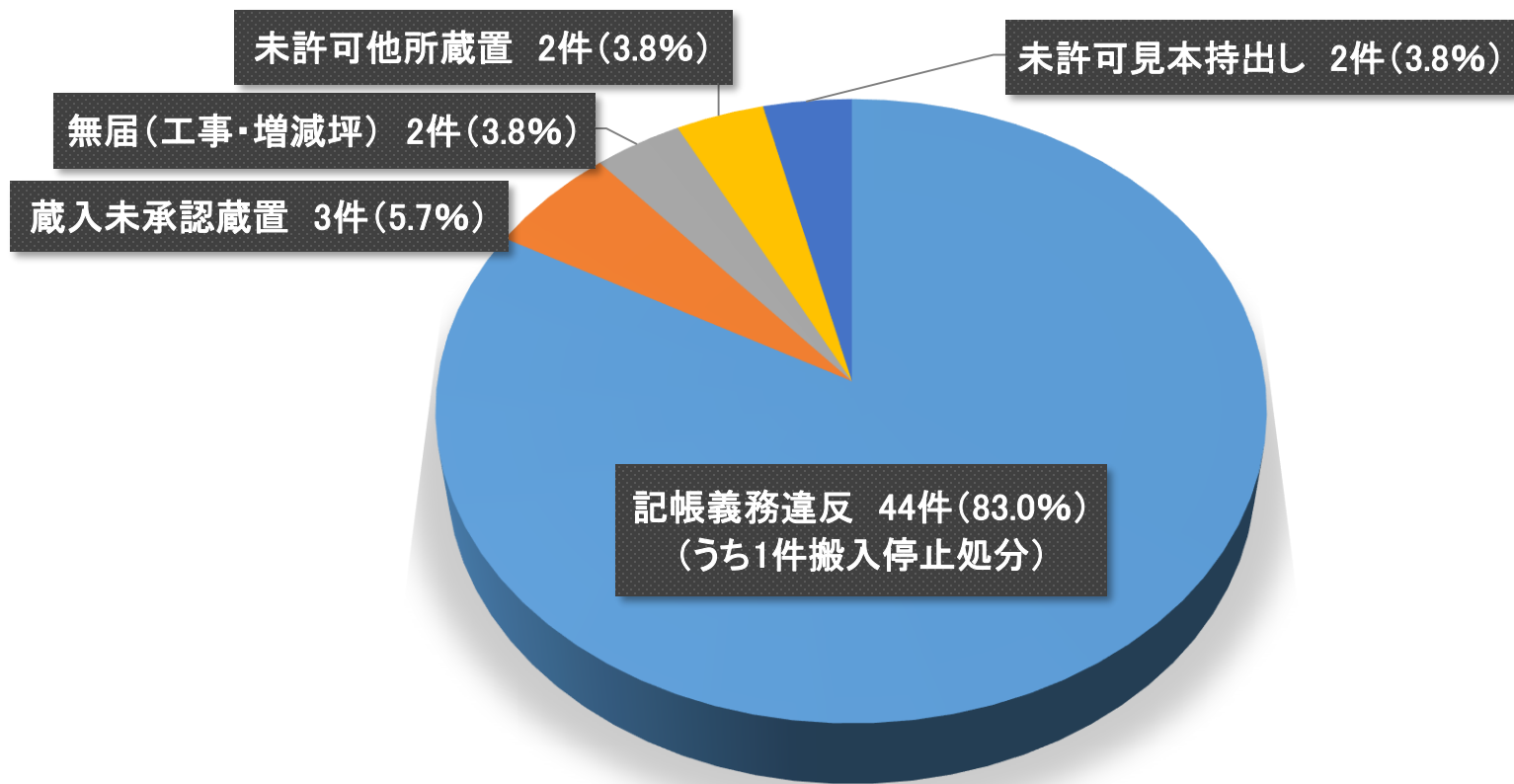
2年超3年以内

5点

1. 非違の概要

令和元事務年度(令和元年7月～令和2年6月) 全国保稅地域の非違・処分の概要

非違件数:計53件(うち処分1件) ※【12件】



※【12件】は処分になり得た件数(内書)

直ちに社内管理体制の改善に取り掛かった場合等により減算措置が講じられた結果、処分に至らなかったもの。

1. 非違の概要

主な非違事例

記帳義務違反

システム台帳

- 民間管理資料の取得を失念
- 見本持出確認登録(MHO業務)を失念

マニュアル台帳

- 搬出入関係書類の紛失による台帳作成漏れ

無届 (工事・増減坪)

- 面積に変更のない工事であるため届出が不要と判断
- 社内の関係部署間の連絡調整ミスにより届出を失念

無許可他所蔵置

- 保税スペースであることの思い込みによる保税地域外での外貨の蔵置
- 輸入許可済みと誤認して保税地域外に蔵置

蔵入未承認蔵置

- 蔵置中の貨物について蔵置期間の把握を失念
- 関係部署間の連絡調整ミスにより申請を失念

本日のご説明の流れ

1. 非違の概要

2. 非違事例について

(1) 記帳義務違反【事例①②③】

(2) 蔵入未承認蔵置【事例④】

(3) 無届工事【事例⑤⑥】

3. 保稅業務にかかる通達改正

(1) 税関手続きにおける押印等の廃止について

(2) 保稅地域における国際的なオークション等の開催について

2. 非違事例について【記帳義務違反】

記帳義務（関税法第34条の2）

保税地域（保税工場・保税展示場を除く）において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物について、帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

※保税工場・保税展示場の記帳義務については、別途規定している（法第61条の3及び法第62条の7）。

記帳事項（関令第29条の2第1項） 【指定保税地域・保税蔵置場】

- 1号 外国貨物（輸出しようとする貨物を含む）を入れた場合
- 2号 外国貨物（輸出しようとする貨物を含む）を取扱した場合
- 3号 IS承認又は置く期間について税関長の指定を受けた場合
- 4号 輸入の許可を受けた場合
- 5号 輸入の許可前における貨物の引取り承認を受けた場合
- 6号 見本の一時持出許可を受けた場合
- 7号 外国貨物を出した場合

帳簿の保管期間（関基34の2-3）

記載すべき事項が生じた日から起算して
2年を経過する日まで。
（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日まで。）

2. 非違事例について【記帳義務違反】

事例①

A社保税蔵置場は、NACCSで貨物の搬出入、記帳等を行い、保税台帳もNACCS民間管理資料を利用していた。

A社保税蔵置場に対し、税関による保税業務検査が実施され、保税台帳の記載事項について検査を受けた結果、NACCS民間管理資料の取得漏れにより、輸出許可済み貨物3件について記帳がされていないことが判明した。

発生原因

同蔵置場では、NACCS民間管理資料の取得日（毎週水曜日）を設けて定期的に取り込みを行ってきたが、人事異動があり新たな担当者は業務に不慣れであったことからNACCS民間管理資料の取得予定日に取得を失念した。

また、記帳担当責任者によるチェックも機能しなかったことから、取得漏れに気づくことができなかった。

《ポイント》

- ・管理資料の取得漏れ防止について対策を講じていますか？
（担当者の経験や記憶に頼っていませんか？）
- ・記帳担当責任者のチェックは形骸化していませんか？

2. 非違事例について【記帳義務違反】

民間管理資料取込台帳(例)

民間管理資料取込・保存チェックリスト(〇〇〇保税蔵場)									〇〇〇〇港運株			
G01_輸入貨物搬出入データ (毎週月曜日)			G02_輸出貨物搬出入データ (毎週火曜日)			G05_貨物取扱一覧データ (毎週火曜日)			担当者 (取出日を記入)		責任者 (確認日を記入)	
配信	取出予定	件数	配信	取出予定	件数	配信	取出予定	件数	日付	押印	日付	押印
日付 (曜日)	日付 (曜日)		日付 (曜日)	日付 (曜日)		日付 (曜日)	日付 (曜日)		日付 (曜日)	押印	日付 (曜日)	押印
3/5 (月)	3/7 (水)		3/6 (火)	3/7 (水)		3/6 (火)	3/7 (水)		3/7 (水)		3/7 (水)	
3/12 (月)	3/14 (水)		3/13 (火)	3/14 (水)		3/13 (火)	3/14 (水)					
3/19 (月)	3/22 (木)		3/20 (火)	3/22 (木)		3/20 (火)	3/22 (木)					

※ 3月21日(水)は、祝日

- データの取出しは配信日(土日祝日を含む)を含めた7日間!
- データの取出しは毎週水曜日(水曜日が休日の場合は木曜日又は翌出勤日)に行う!
- 取出し業務後は、必ず受信フォルダー内にデータが受信されていることを確認する!
- データの取出し、受信後はデータのバックアップを行い、必ず保存されていることを確認!
(データ「写し」の内容確認も併せて行う)
- 取出日は、事前に設定しておくこと!
- 月末に内部監査人、〇〇部長の確認を受けること!

監査人		〇〇部長	
日付	押印	日付	押印

2. 非違事例について【記帳義務違反】

(参考) 保存管理資料保存サービス



News!! 保税管理資料保存サービス

保税管理資料は保存期間を62日間としていますが、平成23年4月1日より、保存期間を5年間とし、かつ、オンライン業務により必要な期間の管理資料の取り出しを可能とする新たなサービスを開始しました。
(※ご利用にはあらかじめ利用契約の変更手続きが必要となります)

 **対象管理資料を5年間保存**
対象管理資料を5年間保存します。管理資料再出力依頼(DLH01)業務の利用により、必要な時に対象管理資料の再取り出しが可能です。

 **BCP対策**
管理資料は災害等に強い高品質なデータセンターに設置されたサーバー(NACCS)で保管され、バックアップとして安心してお預けいただけます。

 **コスト削減・低料金**
保税管理資料保存サービスの利用料金は、「月額1,000円」です。弊社のデータセンターを利用する為、自社システムを構築するよりも、運用コストを抑えることが可能と考えられます。

～イメージ図～



管理資料の保存期間は62日間(現状どおり)

【取出要求】

保税管理資料情報

保税蔵置場等

電磁的記録による保存※

保税台帳として保存(通常2年間)

「管理資料再出力依頼(DLH01)業務」(新規オンライン業務)

保税蔵置場等

5年間保存

安心

※電磁的記録による保存を行う場合には、事前に管轄税関への届け出が必要となります。

 **ご利用料金**

★当サービスの利用料金は、1利用者コード毎に月額1,000円(税抜)

★DLH01業務の従量料金は、4円(プランA)又は5円(プランB)

※NACCS掲示板より

2. 非違事例について【記帳義務違反】

事例②

A社保税蔵置場は、NACCSで貨物の搬出入、記帳等を行い、保税台帳もNACCS民間管理資料を利用している。

同蔵置場の記帳・記録担当者は、同社本社からNACCSでの「見本持出確認登録業務(MHO業務)」の履行状況を確認され、その時初めて当該業務が必要であることを知り、調査した結果、45件分の見本持出しについて、MHO業務を行っておらず、未記帳であることが判明し、税関に申し出た。

発生原因

同蔵置場の記帳・記録担当者は、人事異動の際に前任者から見本持出しに関するNACCS登録作業の引継ぎを受けておらず、保税台帳の法定記帳項目の知識も乏しかった結果、見本持出しの際何らNACCSへの登録を行わず、本社から指摘を受けるまで未記帳の状態であった。

《ポイント》

- ・具体的な手続きについてマニュアル等に記載されていますか？
- ・見本持出し貨物の搬出後、確実にNACCS登録が行えるような手順になっていますか？

2. 非違事例について【記帳義務違反】

見本持出確認登録業務(MHO業務)

MHO 見本持出確認登録

ファイル(F) 表示(V)

ご 注 意 ！

システムから配信される民間管理資料を保税台帳として
いる場合、MHO(見本持出確認登録)業務の登録漏れ
は、記帳義務違反(記帳漏れ)となります！！

処理区分* ☐ (9 : 一時持出 1 : 一時持出取消し)

見本持出許可申請番号*

一時持出日時 / / - :

2. 非違事例について【記帳義務違反】

見本持出し手続き(例)

見本持出許可申請

見本持出許可時に出力される「処理結果通知」をMHO業務が行われるまでの間、(例)「未済ボックス」に仮保管。

見本持出貨物搬出

搬出時の対査確認

- › 見本持出許可書と搬出しようとする貨物の記号、番号、品名、数量等を対査確認。

見本持出確認登録

見本持出確認登録(MHO/MMO)

- › 速やかにNACCSに必要事項を登録して送信。
- › 「COMPLETION」表示と見本持出日がわかるように送信結果の画面コピーを印刷し、見本持出許可時に出力された通知書とセット。

皆済作業

輸入許可後、見本持出申請時から見本持出登録までの書類が揃っていることを確認し、ファイリング。
(要:責任者による確認)

2. 非違事例について【記帳義務違反】

事例③

A社保税蔵置場は、マニュアルにて貨物管理を行っている。

同蔵置場に対し、税関による保税業務検査が実施され、保税台帳の記載事項について検査を受けた結果、輸出貨物について、保税台帳の作成漏れが1件判明した。

発生原因

本件貨物については、輸出許可後の貨物を搬出した際、担当者は保税台帳に記帳するため倉庫から事務所に戻り、書類一式を机上に置いた。

記帳しようとした時、急遽別の業務の応援に呼ばれたため、他の書類と一緒に机の中に仕舞い込み、台帳記帳を失念してしまった（その後、関係書類を紛失）。

《ポイント》

- ・保税関係書類の一時保管も含めて保管場所を決めていますか？
- ・蔵置貨物について定期的な棚卸を確実にしていますか？

本日のご説明の流れ

1. 非違の概要

2. 非違事例について

(1) 記帳義務違反【事例①②③】

(2) 蔵入未承認蔵置【事例④】

(3) 無届工事【事例⑤⑥】

3. 保稅業務にかかる通達改正

(1) 税関手続きにおける押印等の廃止について

(2) 保稅地域における国際的なオークション等の開催について

2. 非違事例について【蔵入未承認蔵置】

外国貨物の蔵置期間（関税法第43条の2）

保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から2年とする。

※他の保税地域については、別途規定している。

	指定保税地域	保税蔵置場	保税工場	保税展示場	総合保税地域
指定・許可	財務大臣指定	税関長許可			
機能	外国貨物の積卸・一時蔵置（点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工）	外国貨物の積卸・蔵置（点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工）	保税作業（加工・製造、改装、仕分け、その他の手入れ）	展示場に使用 積卸・運搬・蔵置・点検・改装・仕分け・展示・使用・その他類似行為	積卸・運搬・蔵置・点検・改装・仕分け・その他の手入れ・加工・製造・展示・使用
蔵置期間	搬入から1ヵ月	・搬入から3ヵ月 ・最初に蔵入承認した日から2年（延長可）	・搬入から3ヵ月 ・移入承認した日から2年（延長可）	税関長が指定する期間	・搬入から3ヵ月 ・総保入承認した日から2年（延長可）

2. 非違事例について【蔵入未承認蔵置】

蔵入承認（保税蔵置場）と移入承認（保税工場）の違い

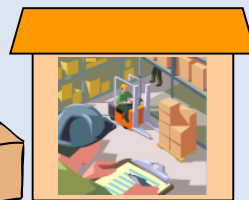
蔵入承認 【法第43条の2】

最初に蔵入承認を受けてから2年間（通算2年）のみ蔵置可能



A保税蔵置場
搬入から3ヵ月
(蔵入承認)

(例)1年後保税運送



B保税蔵置場
搬入から3ヵ月
(蔵入承認)

「最初」に蔵入承認を受けた日から2年を経過する日まで蔵置可能

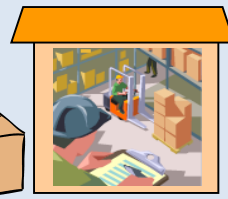
移入承認 【法第57条】

他の保税工場での蔵置期間は加算されない



C保税工場
搬入から3ヵ月等
(移入承認)

(例)1年後保税運送



D保税工場
搬入から3ヵ月等
(移入承認)

2年間蔵置可能

2. 非違事例について【蔵入未承認蔵置】

事例④

A社保税蔵置場(NACCS管理)では、毎月月初にNACCSで貨物在庫状況照会業務(IWS業務)を行い、当月中に蔵置期間が3ヵ月を超える外国貨物があれば、通関業者を介して当該貨物の荷主に対して、蔵入承認申請等必要な処理を促している。

しかし、5月初旬、IWS業務を失念し、その後の荷主への連絡ができなかった結果、蔵入承認を受けずに外国貨物を3ヵ月を超えて蔵置した。

発生原因

これまでは、毎月月初のIWS業務を基に適切な蔵置管理をしてきたが、5月月初は大型連休明けで業務が繁忙であったこともあり、IWS業務を失念してしまった。

また、本作業については、担当者のほか、責任者がダブルチェックをすることになっていたが、今回その機能が働かなかった。

《ポイント》

- ・長期蔵置貨物の確認作業(例:IWS業務を用いた確認)の失念防止について対策を講じていますか？
※民間管理資料(T15:長期蔵置貨物データ(毎月配信))の利用も有効。
- ・責任者のチェックは形骸化していませんか？

本日のご説明の流れ

1. 非違の概要

2. 非違事例について

(1) 記帳義務違反【事例①②③】

(2) 蔵入未承認蔵置【事例④】

(3) 無届工事【事例⑤⑥】

3. 保稅業務にかかる通達改正

(1) 税関手続きにおける押印等の廃止について

(2) 保稅地域における国際的なオークション等の開催について

2. 非違事例について【無届工事】

貨物の収容能力の増減等（関税法第44条第1項）

保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を**増加**し、若しくは**減少**し、又はその**改装**、**移転**その他の**工事**をしようとするときは、**あらかじめ**その旨を税関に届け出なければならない。

例
外

《工事に関して…》

その工事の内容が**単なる補修工事**又はこれに**類するもの**であって、その工事による保税蔵置場の**現状の変更が軽微**なものであり、かつ、それにより保税蔵置場の**面積に変更がない**とき



届出不要

判断が難しい時は確認を！

2. 非違事例について【無届工事】

事例⑤

保税地域(屋外部分)に建屋を建てることになったが、保税担当者はその予定を知らされておらず、結果として事前に税関への届出がされることなく、工事が着工し、完成した。

発生原因

保税地域内で工事をする際には、施設管理部門から保税担当部門にあらかじめ工事をする旨の連絡をすることになっていたが、施設管理部門担当者が連絡するのを失念したため、連絡がない保税担当者は必要な工事届を出すことができなかった。

《ポイント》

- ・施設管理部門の担当者は保税地域における工事について、必要な手続きを理解していますか？
- ・土地・施設の工事における法令等確認事項に関税法(保税関係)が規定されていますか？

2. 非違事例について【無届工事】

施設等工事に係る法的手続き管理表(例)

工事名称	〇〇製品倉庫改修工事
工事場所	〇〇製品倉庫
工事着工日	令和〇年〇月〇日
担当部署	〇〇課
担当者連絡先	〇〇

工事を進行・管理する部門において、
必要な法令及び進捗状況を管理できる
ような表を作成することも有効。

所管部門	法令	本件工事 への適用	申請書類	申請から許可等 までの所要日数	本件工事における 許可・承認期限	申請予定日	申請日	許可・承認日	手続き完了 確認印	法令手続き 確認印
〇〇課(内線〇〇)	建築基準法	有	〇〇申請書	約90日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	㊟	㊟
〇〇課(内線〇〇)	大気汚染防止法	有	〇〇申請書	約45日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	㊟	
〇〇室(内線〇〇)	消防法	有	〇〇申請書	約30日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	㊟	
〇〇部門(内線〇〇)	高圧ガス保安法	無	〇〇申請書	約45日	—	—	—	—	—	
〇〇課(内線〇〇)	〇〇法	無	〇〇届	約45日	—	—	—	—	—	
〇〇課(内線〇〇)	〇〇法	有	〇〇申請書	約20日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	㊟	
〇〇課(内線〇〇)	〇〇法	無	〇〇申請書	約90日	—	—	—	—	—	
〇〇課(内線〇〇)	〇〇法	無	〇〇届	約30日	—	—	—	—	—	
〇〇室(内線〇〇)	〇〇法	無	〇〇届	約45日	—	—	—	—	—	
〇〇課(内線〇〇)	〇〇法	無	〇〇申請書	約30日	—	—	—	—	—	
〇〇課(内線〇〇)	〇〇法	無	〇〇届	約45日	—	—	—	—	—	
〇〇課(内線〇〇)	〇〇法	有	〇〇申請書	約30日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	㊟	
〇〇課(内線〇〇)	〇〇法	無	〇〇申請書	約30日	—	—	—	—	—	
〇〇課(内線〇〇)	関税法	有	工事届	約3日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	㊟	

2. 非違事例について【無届工事】

事例⑥

A社保税蔵置場に対し、税関による保税業務検査のため、保税工場を訪れたところ、保税地域（屋外部分）において、生産能力の増強を目的とした新たな製造ラインの設置工事に着手していることを確認した。

その後、本工事について税関へ届出がされていないことが判明した。

発生原因

担当者が工事届については、工事が完了するまでに税関に届け出れば問題ないと思っていた。

担当者が保税地域の面積が変わらない工事であれば、工事届が必要ないと思っていた。

総合責任者は工事届が必要なことを知っており、税関への手続き担当者についても工事届必要であることが知っていると思っていた。

《ポイント》

- ・保税関係手続きを関税法を正しく理解されていますか？
- ・部下または後輩の方への指導（勉強会）は行っていますか？

本日のご説明の流れ

1. 非違の概要
2. 非違事例について
 - (1) 記帳義務違反【事例①②③】
 - (2) 蔵入未承認蔵置【事例④】
 - (3) 無届工事【事例⑤⑥】
3. 保稅業務にかかる通達改正
 - (1) 税関手続きにおける押印等の廃止について
 - (2) 保稅地域における国際的なオークション等の開催について

3. 保稅業務における通達改正

税関手続きに係る押印等の廃止について

「經濟財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)」等の政府方針を踏まえ、税関においても、行政のデジタル化、新たな働き方の支援といった観点から、一部の例外を除き、税関へ提出いただく書類への押印及び署名が廃止となった。

押印省略となる主な申請書等

- ・他所蔵置許可申請書
- ・見本持出許可申請書
- ・外国貨物運送申告書
- ・包括保稅運送申告書
- ・役員変更届・主要従業者変更届
- ・指定保稅地域 使用・借受(変更)届
- ・開庁時間外の事務の執行を求める届出書
- ・免税コンテナ等の再輸出期間延長承認申請書
- ・蔵置貨物の種類変更届出書
- ・滅却(廃棄)承認申請書
- ・貨物収容能力増減等の届
- ・保稅作業の種類等変更届出書
- ・製造用原料品による製造終了届
- ・外国貨物加工製造等報告

3. 保稅業務における通達改正

様式変更例：他所蔵置許可申請書

<改正前>

税関様式C第3000号

申請番号

他所蔵置許可申請書

令和 年 月 日

税関長 殿

申請者
住所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

（署名）

関税法第30条第1項第2号の規定により下記のとおり外国貨物を保税地域外に蔵置したいので申請します。

記

※ 外国貨物の区分	外国から本邦に到着した貨物 輸出の許可を受けた貨物、運送貨物			
貨物を積んでいた又は積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録記号				
同上船舶又は航空機入港の年月日				
貨物の明細	記号番号	品名	個数	数量
貨物を置こうとする期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			
貨物を置こうとする場所				
貨物を保税地域外に置こうとする事由				
備考				

（注）1. 法人においては、申請書面に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. この申請書は2通提出して下さい。
3. 保税地域外に搬入することが許可された外国貨物については保税地域内に置かれた貨物と同様の取扱いを受けますから注意して下さい。
4. ※印欄は該当事項を○で囲んで下さい。
5. 貨物の指定地外搬卸をしようとするときは備考欄に貨物の搬卸期間及び場所を記載して下さい。この場合においては貨物の指定地外搬卸許可申請書を提出する必要はありません。
6. 裏面に貨物を置こうとする場所の略図を記載して下さい。

（規格A4）

<改正後>

税関様式C第3000号

申請番号

他所蔵置許可申請書

令和 年 月 日

税関長 殿

申請者
住所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税法第30条第1項第2号の規定により下記のとおり外国貨物を保税地域外に蔵置したいので申請します。

記

※ 外国貨物の区分	外国から本邦に到着した貨物 輸出の許可を受けた貨物、運送貨物			
貨物を積んでいた又は積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録記号				
同上船舶又は航空機入港の年月日				
貨物の明細	記号番号	品名	個数	数量
貨物を置こうとする期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			
貨物を置こうとする場所				
貨物を保税地域外に置こうとする事由				
備考				

（注）1. 法人においては、申請書面に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. この申請書は2通提出して下さい。
3. 保税地域外に搬入することが許可された外国貨物については保税地域内に置かれた貨物と同様の取扱いを受けますから注意して下さい。
4. ※印欄は該当事項を○で囲んで下さい。
5. 貨物の指定地外搬卸をしようとするときは備考欄に貨物の搬卸期間及び場所を記載して下さい。この場合においては貨物の指定地外搬卸許可申請書を提出する必要はありません。
6. 裏面に貨物を置こうとする場所の略図を記載して下さい。

（規格A4）

本日のご説明の流れ

1. 非違の概要
2. 非違事例について
 - (1) 記帳義務違反【事例①②③】
 - (2) 蔵入未承認蔵置【事例④】
 - (3) 無届工事【事例⑤⑥】
3. 保税業務にかかる通達改正
 - (1) 税関手続きにおける押印等の廃止について
 - (2) 保税地域における国際的なオークション等の開催について

3. 保稅業務における通達改正

保稅地域における国際的なオークションやアートフェアの開催について

経緯

- ・ 美術品等の国際的なオークションや、様々なアートギャラリーが一堂に集まり作品を展示販売するアートフェアを開催しようとする動きがある。
- ・ それらは、文化の振興や国際物流・経済の活性化等に繋がるものであることを踏まえ、本件について、保稅地域の活用を可能とするもの。

保稅地域の活用

○ 保稅地域とは

保稅地域とは、外国貨物についての蔵置や展示ができる場所である。

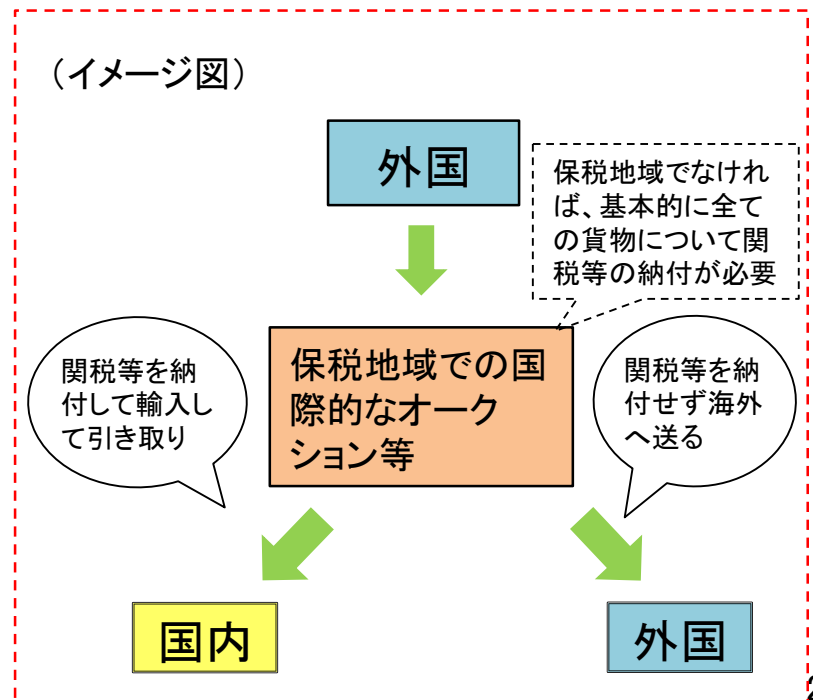
○ 関稅等の取扱いについて

保稅地域では、関稅、内國消費稅及び地方消費稅を課されることなく外国貨物の蔵置等を行うことができる。

保稅地域でのオークションにおいて落札又はアートフェアにおいて販売された外国貨物は、日本国内に引き取られる場合は、外国貨物の輸入となるので、輸入手続を行い、関稅等の納付が必要となる。

一方、外国貨物が輸入されることなく、外国へ送られる場合は、関稅等の納付は必要ない。

(イメージ図)



説明は以上になります。
お疲れ様でした。



カスタムくん